

神勞発基0310第1号
平成29年3月10日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
会長 村田 和彦 殿

神奈川労働局長



労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査
に係る報告の徹底等について(要請)

日ごろより、労働行政の運営にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、御案内のとおり、改正労働安全衛生法に基づき、平成27年12月1日から50人以上の事業場について1年以内ごとに1回労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施が義務づけられ、これについては、平成27年5月21日付け神勞発基0521第2号「ストレスチェック制度の創設について」をもって周知方を要請したところであり、貴団体の会員においても、既にストレスチェックを実施し、申出のあった者についての面接指導を経て、順次、労働基準監督署への報告をいただいているところです。

これに関し、今般、改正法施行から1年が経過した平成28年12月1日時点で、当局管内におけるストレスチェックの実施結果等報告の提出状況を確認したところ、2,242件となっています。

ストレスチェック制度では、平成28年11月末日までに初回のストレスチェックを実施していただく必要がありますが、労働基準監督署への報告は、ストレスチェックの実施結果を踏まえた面接指導を実施した上で提出していただくものですので、初回の報告はこれからとなる事業場も少なくないと考えているところです。

つきましては、貴殿におかれては、各会員に対し、初回のストレスチェックの実施結果等報告を適切に労働基準監督署に提出するよう改めて周知徹底いただくとともに、併せてストレスチェックの実施そのものの励行につきましても御留意いただきますようお願い申し上げます。